

第10回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年10月30日(金) 午前 10時00分  
午前 11時00分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員  
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員

出席推進委員 西原推進委員, 須賀推進委員, 土居敏一推進委員  
大木推進委員, 山本推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員

5. 審議案件

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認及び事業計画  
変更承認について

議案第58号 農用地利用集積計画の決定について

議案第59号 農用地利用配分計画原案の協議について

議案第60号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定  
する下限面積の別段面積の特例区域指定について

議案第61号 非農地証明申請について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第14号 農地法第18条の通知について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第10回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、6番赤坂委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、吉名町字上原3610番1の1筆、地目は畑、面積は計171㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営を開始する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は一般野菜及びアボガドを作付予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約33aで吉名町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。</p>
渡橋委員	<p>申請地は、吉名学園から南西に約1200m付近にあります。</p> <p>耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、西野町字西湯阪366番、367番の計2筆、地目はいずれも田、面積は計1,672㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営面積を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は野菜を作付予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約45aで西野町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った西原推進委員から補足説明をお願いします。</p>
西原 推進委員	<p>申請地は、湯阪集会所から北に約100m付近にあります。</p> <p>耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2，議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は，吉名町字上原3612番1の1筆，地目は畑，面積は計224㎡です。 自己住宅の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋委員	申請地は，吉名学園から南西に約1200m付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番から4番については，関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ，参考資料の3ページをご覧ください。 2番の申請地は，高崎町字東大乘新開71番6の1筆，地目は畑，面積は72㎡です。 3番の申請地は，高崎町字東大乘新開71番5の1筆，地目は畑，面積は327㎡です。 4番の申請地は，高崎町字東大乘新開71番7の1筆，地目は畑，面積は46㎡です。

	<p>2番の申請地は、4番の申請により自己住宅への進入路を郵便局舎用地として譲渡するため、代替えの自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>3番及び4番の申請地は、郵便局舎及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>いずれも用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本推進委員	申請地は、JR大乗駅から東に約200m付近にあります。現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に日程第3、議案第57号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請及び事業計画変更承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局長	<p>議案の3ページ、参考資料の4～6ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、忠海長浜一丁目3061番2、3061番3の2筆、地目はいずれも畑、面積は計161㎡です。</p> <p>竹原火力発電所関連駐車場の用途で利用することに伴い、賃借権を設定するため、平成27年1月16日付指令竹農委第5号で一時転用の許可を受けた土地について、履行期間を令和2年9月30日までから令和7年9月30日までに延期するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 3 ページ，参考資料の 7～8 ページをご覧ください。</p> <p>2 番の申請地は，西野町字上坊地 1458 番，1460 番の 2 筆，地目はいずれも田，面積は計 1,543 m<sup>2</sup>です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，所有権を移転するため，令和 2 年 2 月 28 日付指令竹農委第 5-2-6 号で許可を受けた土地について，太陽光発電設備の配置計画を変更するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして，日程第 4，議案第 5 8 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 4 ページ，参考資料の 9～42 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は 208,271 m<sup>2</sup>，対象人員は，貸し手が 65 人，借り手が 1 団体です。</p> <p>内容につきましては，参考資料 9～42 ページのとおりとなっております。</p> <p>本議案が可決の場合，令和 2 年 1 1 月 2 日付けで，公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第 5 8 号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 5，議案第 5 9 号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 5 ページ，参考資料の 43～76 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，令和 2 年 1 0 月 2 0 日付けで，竹原市長から農用地利用配分計画原案について農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>今回利用権設定の申出があった案件の面積は 208,271 m<sup>2</sup>，対象人員は，貸し手が 1 団体，借り手が 2 団体です。</p> <p>内容につきましては，参考資料 43～76 ページのとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，異議がない旨回答することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第59号「農用地利用配分計画原案の協議について」は，異議がない旨竹原市長へ回答することにいたします。</p> <p>次に日程第6，議案第60号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の6ページ，参考資料の77ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定より，竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。</p> <p>申請地は，下野町字中成井2258番，2261番1の2筆，地目はいずれも畑，面積は計378㎡です。隣接する家屋については，令和2年9月30日付け竹産第347号にて空き家バンクの登録完了書が交付されています。</p> <p>空き家を活用した定住促進と遊休農地の解消及び有効利用を図るため，下限面積の別段面積を1aとする「特例区域」に指定するものです。</p> <p>本議案が可決の場合，令和2年11月2日付けで，公告いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議題第60号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」は，原案のとおり，申請地を下限面積の別段面積の特例区域として指定することに決定します。</p> <p>次に日程第7，議案第61号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ，参考資料の78ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は，竹原町字南大ノ城4708番の1筆，地目は畑，面積は228㎡です。</p> <p>申請地は，昭和40年頃に耕作を辞めて以降，管理しておらず現在は山林状態となったことから地目変更登記を行うために申請されたものです。</p>

	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原小学校から北東に約400m付近にあります。 現地確認時、山林状態となっており、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の7ページ、参考資料の79ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町字毛木1297番の1筆、地目は畑、面積は981㎡です。 申請地は、約15年前から耕作しておらず、現在は山林状態となったことから地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋委員	申請地は、竹原浄化センターから北西に約900m付近にあります。 現地確認時、山林状態となっており、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第8、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 8 ページ，参考資料の 80～83 ページをご覧ください。</p> <p>令和 2 年 9 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>件数は 7 件，筆数は田 2 7 筆，畑 2 2 筆，計 4 9 筆，面積は計 29, 187. 49 m<sup>2</sup>の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては参考資料の 80～83 ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に日程第 9，報告第 1 4 号「農地法第 1 8 条の通知について」事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 9 ページ，参考資料の 84～103 ページをご覧ください。</p> <p>本件は，賃貸借の合意解約をしたことに伴い，当事者から農業委員会に対して農地法第 1 8 条の通知のあった案件についての報告となります。</p> <p>議案に今回合意解約のあった案件の面積，対象人員等を載せていますが，内容につきましては，参考資料の 84～103 ページのとおりとなっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>事務局からの報告はありません。</p>
議 長	<p>以上をもちまして，令和 2 年第 1 0 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 2 年 1 0 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 赤坂 佳折